

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市放課後事業に従事する職員研修業務委託	その他	株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部	4,868,600	令和7年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	総合福祉システム等機器一式移設に伴う設定業務委託	その他	株式会社大塚商会 LA関西営業部	9,416,000	令和7年2月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	—
3	令和6年度 不妊治療費等助成事業に係る地下鉄車内広告啓発業務委託事業-2	その他	株式会社大阪メトロ アドエラ	1,589,500	令和7年2月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	令和6年度中央こども相談センター電話交換機設定業務委託-2	その他	電通工業株式会社 大阪支店	2,058,045	令和7年2月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(A1)	その他	一般財団法人大阪教育文化振興財団	10,420,664,165	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
6	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(A2)	その他	一般財団法人大阪教育文化振興財団	5,373,057,399	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
7	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(B1)	その他	株式会社セリオ	3,103,304,470	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
8	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(B2)	その他	株式会社セリオ	2,114,585,961	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
9	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(C)	その他	株式会社KEGリソース	1,968,045,762	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
10	大阪市児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託(長期継続)(D)	その他	いた・わり協働体	184,324,090	令和7年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市放課後事業に従事する職員研修業務委託

2 契約の相手方

株式会社東京リーガルマインド 大阪法人事業本部
大阪法人事業本部長 石原 潤

3 随意契約理由

大阪市では、放課後事業として、「児童いきいき放課後事業」（以下「いきいき」という。）及び「留守家庭児童対策事業」（以下「学童」という。）を実施している。

いきいきは、市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に、放課後の安全・安心な「居場所」を提供し、小学校期における人間形成にとって大切な集団活動や異年齢との交流、並びに、主体的な遊びや学びの機会を通じて、児童自身がたくましく生きる力をはぐくめるよう、健全育成を図ることを目的とする事業である。

学童は、事業実施者（放課後児童クラブ）に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助し、留守家庭児童の健全育成を図ることを目的とする事業である。

昨今の急激な社会情勢の変化に伴い、放課後の子どもの居場所の需要が急増するとともに、支援が必要な児童の利用が増加している中で、放課後事業に従事する職員が発達障がい等の特性を持つ児童に適切に対応することが重要な課題となっており、本事業の実施にあたっては、専門的な知識、実践的なスキル及びその指導力を有することが不可欠である。

そのため、事業者が有する知識や経験、ノウハウを活かした提案を受け、総合的に優れた研修を実施できる事業者を公募型プロポーザル方式により決定することとし、選定会議における選定委員による審査の結果、株式会社東京リーガルマインド大阪法人事業本部を選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

子ども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）
（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

総合福祉システム等機器一式移設に伴う設定業務委託

2 契約の相手方

事業者名：株式会社 大塚商会 LA 関西営業部

代表者名：LA 関西営業部長 南 英和

所在地：大阪市福島区福島6丁目14番1号

3 随意契約理由

令和7年3月、中央こども相談センター及び南部こども相談センターの執務室を移転する予定であり、移転に伴い各事業で利用している総合福祉システム、中間サーバ接続端末、L G W A N接続系パソコン、庁内情報利用パソコン、府警との情報連携端末等についても移転先事務所においても引き続き利用する必要がある。

このため、中央こども相談センター（中央区）から中央こども相談センター（浪速区）へ、南部こども相談センター（平野区）から中央こども相談センター分館（中央区）へ機器一式を移設する必要があり、移設に伴う接続及び疎通・動作確認を事業者に委託するものである。

本件の総合福祉システム用機器一式についてはF L C S株式会社と、中間サーバ接続端末用機器一式については三菱H C キャピタル株式会社、L G W A N接続系パソコン用機器一式については株式会社J E C C、庁内情報利用パソコン用機器一式についてはN E C キャピタルソリューション株式会社及び株式会社J E C C、府警との情報連携端末用機器一式については株式会社J E C Cと長期継続契約を行っており、その機器の保守業務は、再委託を受けた株式会社大塚商会が行っている。

導入時において株式会社大塚商会が機器設定を行っており、当該事業者は対象機器の設定内容を熟知しているとともに、設定データのバックアップイメージも持っている唯一の業者である。

また、同一業者以外の者に履行させ、端末に不具合が生じた場合、瑕疵の責任の所在が不明確になり保証対象外とされる可能性があることから、株式会社大塚商会以外では技術面の対応が不可能であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

こども青少年局中央こども相談センター運営担当

（電話番号 06-4301-3146）

随意契約理由書

1 案件名称

不妊治療費等助成事業に係る地下鉄車内広告啓発業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大阪メトロ アドエラ

3 随意契約理由

本事業は、不妊治療費等助成事業の広報を行うために、大阪市高速電気軌道株式会社（以下「大阪メトロ」という。）地下鉄車両内ドア横の広告媒体を活用するものである。

不妊治療費等助成事業については、申請期限が検査・治療の終了日から1年となっており、助成事業について認知する機会がなかった市民に不利益が生じる可能性があることから、本事業の対象者となる、主に本市に在住の20代後半から40代前半の男女を対象として、継続的に周知していく必要がある。これまで、市役所内デジタルサイネージでのPR動画放映や、区の広報紙への掲載、駅掲示板へのポスター掲出、連携協定企業の店先や主要駅サービスカウンターでのチラシ配架等、あらゆるオウンドメディア（市が保有している広報媒体）を活用し、不妊治療費等助成事業の周知に努めてきたところであるが、現在も申請期限切れにより助成事業への申請できなかった市民から「事業を知る機会が無かった、もっと周知の努力をして欲しい」との要望が寄せられる状況であり、本事業の認知度を高めるために更なる広報活動が必要となるところである。

そこで、今年度は、ペイドメディア（広告枠を購入して情報掲載する媒体）を利用し、まずは不特定多数に当該事業の存在を広く周知し、そこからオウンドメディアに誘導をするという広報戦略を立案し、大阪メトロの車内広告を利用することとした。大阪メトロは、大阪市内を中心に運行しており、かつ、1日の延べ乗降者数が全線で約473万人と利用者数も非常に多いことから、本事業の対象者（市内在住の20代後半から40代前半の男女）の利用も多いと考えられ、本事業を広く周知するために車内広告を利用することは非常に効果的であると考えられる。

なお、車両内広告の掲出業務については、広告媒体の設置・撤去・維持管理等のすべての業務を大阪メトログループの株式会社大阪メトロ アドエラが一手におこなっているところである。

以上から、不妊治療費等助成事業の広報を行うために大阪メトロの車両内広告を利用することが最も効果的と認められるため、株式会社大阪メトロ アドエラと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局 子育て支援部管理課課 母子保健担当 （電話番号 06-6208-9966）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度中央こども相談センター電話交換機設定業務委託ー2

2 契約の相手方

電通工業株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

中央こども相談センターは、現在の中央区から浪速区に移転し、令和7年3月3日（月）から業務開始を予定している。

また、中央こども相談センターの移転後、現在の中央区の建物では、「中央こども相談センター分館」として引き続き教育相談を実施するとともに、新たに東部の4区を担当する「中央こども相談センター東部分室」が設置される。また、3月24日（月）からは、南部こども相談センターが現庁舎の大規模改修のため、仮移転を行う予定である。

今回の移転に合わせて、中央こども相談センター分館の電話番号について一部新設や、回線のグループ化及び電話交換機の大規模な設定変更を行う必要が生じている。

上記の内容に加えて、現在、中央こども相談センター（中央区）では、スクールカウンセラー事業を所管しており、全小中学校等に配置されたスクールカウンセラーからの電話問合せ等に対応している。

令和7年度より、スクールカウンセラーを指導、助言するスクールカウンセラースーパーバイザーを新たに中央こども相談センター分館（中央区）に配置することに伴い、スーパーバイザーが使用する電話機の移設（増設）及びグループ化の設定変更を行う必要がある。

電話交換機の設定変更についてはメーカーごとに操作方法が異なり、今回の移設や担当内でのグループ化等を行う作業にあたっては専門技術が必要とされ、当事業者以外の者が作業を行った場合に機器が正常に作動しないなど不具合が発生した場合に責任の所在が不明確になることから、現在、中央こども相談センター（中央区）の構内電話交換機の保守点検を委託している電通工業株式会社と特名随意時契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局大阪市中央こども相談センター調整担当
（電話番号 06-4301-3149）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（A1）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団 理事長 出海 健次

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団を選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（A2）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪教育文化振興財団 理事長 出海 健次

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、一般財団法人大阪教育文化振興財団を選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（B1）

2 契約の相手方

株式会社セリオ 代表取締役 黒崎 泰司

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、株式会社セリオを選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（B2）

2 契約の相手方

株式会社セリオ 代表取締役 黒崎 泰司

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、株式会社セリオを選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（C）

2 契約の相手方

株式会社KEGリソース 代表取締役 角野 寛典

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、株式会社KEGリソースを選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）

随意契約理由書

1 案件名称

児童いきいき放課後事業運営・管理業務委託（D）

2 契約の相手方

いた・わり協働体 特定非営利活動法人わりばしの会 代表 瓜生 拓馬

3 随意契約理由

本事業は、学校と地域との協力のもとに、大阪市内の全ての市立小学校において、市内に居住する全ての小学生を対象に平日の放課後、土曜日及び長期休業日などに、放課後の活動場所を提供し、児童の健全育成を図る事業であり、平成4年の事業開始以降、30年を超えて運営を継続しており、その間、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ってきている。

また、活動時間の延長や自主学習習慣の定着化などの事業強化を図り、子どもの放課後の居場所に加え、保護者の就労支援や貧困対策など様々な役割を担っており、継続的・安定的な事業運営が求められている。

一方で、利用児童の増加により、活動室の狭隘化が進んでいるほか、支援を必要とする児童等の増加や不足する職員の確保などが大きな課題となっている。

これらの直面する重要課題へ早急に対応するとともに、利用者のニーズや現場の意見を踏まえた実効性のある事業へと再構築するための取組を実施するなかで、民間事業者が有する知識や経験を活かした優れた提案を受けることにより、児童の自立性、創造性、社会性などを育み児童が楽しめる、児童に寄り添った事業内容となり、児童の放課後の活動内容をより充実したものとし、また、民間事業者が有する、人材確保や職員の人材育成などのノウハウを活かした優れた提案を受けることにより、人材不足の解消や職員のスキルアップ及び資質向上を図り、継続的安定的な事業運営を行うため、総合的に優れた事業実施できる事業者を公募型プロポーザル方式で決定することとし、選定会議において選定委員による審査の結果、いた・わり協働体を選定することとなった。

よって、当該事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

こども青少年局企画部青少年課（放課後事業グループ）

（電話番号 06-6684-9573）